

第3章 考察

1. 大友氏の領国経営と城郭

1. はじめに

本稿に与えられた課題は、戦国期の大分県内の諸城郭について、地域権力である大友氏との関係を文献資料から見てきたことについて報告することである。そのため、戦国期の大友氏の領国内における諸城郭について、大友権力が如何にして、自己の支配のために、その城郭を掌握し、また活用していったかという点。また、領国の統治者である大友氏、特に宗麟と義統が、どこに所在して支配を展開していたのかという点の2点について、本報告書第1集及び第2集の編纂を通じて見てきたことを中心に卑見を述べてみたい。なお、最初の点については、すでに拙著『大名領国支配の構造』（2003年、校倉書房）と多くの部分が重複するととなるが、本稿の内容上ご容赦願いたい。

さて、大分県内には多数の中世城館があるが、それらの諸城郭が網羅的かつ全時代的に文献史料上にあらわれるのではなく、限られた城郭が、ある時期に集中して文献史料にあらわれる特徴がある。時期が集中するのは、城郭と戦争との関係からして当然のことであるが、限られた城郭が多数見られるというのも、戦争が展開された城郭がかなり限られてくるということによるのかもしれない。

実際、戦国期において文献史料上抽出できた城郭もいくつかのピークであらわれており、1520年代から30年代にかけて、110点もの文書があり、その内の大多数が妙見岳城と鹿越城と角牟礼城である。この時期は大内義隆と大友義鑑とが豊前の領有を巡って豊前と豊後の国境で度々合戦を展開しており、この社会情勢から、妙見岳城と鹿越城と角牟礼城に関する史料が多数検出できたと思われる。

また、1580年という1年で170点の文書がある場合もある。しかも、これらの文書のうち65パーセントが鞍懸城と安岐城となっている。これは、1580（天正8）年の田原親貫の乱によるものであり、大友家に反した親貫が籠もった鞍懸城と、その支城として機能した安岐城を攻略することを命じた大友義統らの文書が多数伝えられてきたことによるものと思われる。

そして、1586年から翌年にかけて105点の文書がある。これは、天正14年から翌年にかけて島津軍が豊後に侵攻してきた折りに出された文書であり、島津軍の豊後侵攻時には、国内のほぼ全域が島津軍の攻撃を受けているため、単独の城郭が数多く検出できるということではなく国内の多数の城郭が検出できる。

つまり、文献史料においては、戦闘行動があった限られた時期に、しかも、戦闘行動が実際に展開された城郭に限られて、記録として残されており、その他の多くの城郭については文献史料として、あまり多くのことが記録されていないという状況となっている。

以上のような状況において、戦国期の大友氏の領国内における諸城郭について、大友権力が如何にして、自己の支配のために、その城郭を掌握し、また活用していったかということを見るためには、どのようなメルクマールを設定する必要があるのか。文献史料として今に伝えられている史料群の多くは、合戦に於ける感状様式の中に、その当該城郭としての名が見えるものであり、城郭と大友権力との関係を直接的に明示するものはあまり見ることができない。その場合、大友権力との関係を示すものとして、大友氏が、その城郭の運営に直接関与したと考えられる「城誘」というタームが重要となるのではないだろうか。また、「城誘」という表現は見えないが、その城郭の維持・整備において大友権力が関与したと考えられるものとして、普請行為や点検行為の有無も重要なメルクマールとなると考えられる。そのため、本稿においては、大友氏の城郭整備・維持行為について見ることを通して、戦国期の大友権力と城郭の関係を見ていくことにする。

2. 大友氏が整備を命じた城郭

1) 角牟礼城

まず、大友氏が整備・維持等を行った城郭について、その名が明確に出てくるのは、大友義鑑が1533（天文2）年12月1日付で森壱岐守に宛てた感状案（1-254：報告書の集とその資料番号を示す。以下同じ。）に「就角牟礼城番、夜白辛勞、不及申候、殊城誘等之事、別而馳走之由候」と見えるのが管見の限り初見と思われる。そして、同月8日付では平井左衛門尉に対しても「就角牟礼城番、夜白辛勞不及申候、殊城誘奉行等之事、別而馳走之由候」と命じており（1-255）、大友義鑑が、角牟礼城の所在する玖珠郡の在地領主である森や平井に対して、角牟礼での城番を労うとともに城誘奉行としての馳走を感謝している。そして森や平井は義鑑の命に従い角牟礼城に城番として在城し、かつ城誘を務めていることが理解できる。

当時、大友義鑑は大内義隆と対峙しており、前年には大内義隆に加担する豊前の在地領主らが籠もる妙見岳城へ出兵しており（1-199～205・207～229）、また、角牟礼城の城誘を実施した年の4月には鹿越城に籠もつ

た大内氏に加担する牢人の討伐を行う（1－235～250）など、豊前と豊後の境界において大友対大内の合戦が頻繁に展開していた。そのため、大友義鑑としては、豊後の境界線を守るべく、豊前に接する玖珠郡の角牟礼城での勤番を平井等の玖珠郡衆に命じ（1－251）、同時に、豊前・筑後から豊後府内への交通の要衝でもある角牟礼城の防備を固めるべく、玖珠郡衆をして「城誘」を実施させたものと考えられる。

また、「城誘」の表記は見えないが、大友義鑑は「角牟礼新堀之事、各被存寄別而馳走之由令悦喜候、弥可被添心事頼入候」との記載がある書状（1－295）を、年末詳の8月5日付で古後中務少輔等8名の玖珠郡衆に宛てて出している。史料の文言に「城誘」の直接表記は見られないが、角牟礼城の城誘の具体的行為の一つとして、新堀の築造が考えられる。豊後への侵攻を試みる大内軍に対して、角牟礼城の防御機能を一層高めようとする義鑑の意志を見て取ることができるのではなかろうか。

2) 鹿越城

先に見た角牟礼城とほぼ同じころ、大友義鑑は山香郷の木付右衛門大夫等10名の山香郷衆に対し、7月28日付で「鹿越城誘之事、去年以来申付候処、于今延引太曲事候、為奉行衆中、稠以催促、急度可被相調事肝要候、聊不可有緩之儀候」（1－294）と申し述べている。これによると、大友義鑑は、山香郷の木付等に対して、鹿越城の城誘を昨年より命じているが、その城誘が停滞しているため、奉行衆を通じて厳しく催促する旨を伝えており、大友義鑑にとって鹿越城の城誘がいかに重要であったかを推測できる。年末詳であるため、明確な年は出せないが、鹿越城に籠もった大内氏に加担する牢人の討伐を実施した1533（天文2）年以降で、大内義隆と豊前と豊後の境界をめぐって合戦を繰り返していた天文年間の初頭に、境界防御の必要性から鹿越城の城誘を命じたいのもであらうと思われる。

この鹿越城は、豊前と豊後の境界に位置する山香郷の豊後よりに所在し、豊前の大内氏に対峙する意味で、豊後の境界を固持するため戦略上必要不可欠であり、また豊前から豊後府内へ侵攻する際の交通の要衝地でもある。そのため、大友義鑑は、豊前より侵入する大内氏に対するため、鹿越城のある山香郷の武士団たちに城誘を命じて早急な整備をする必要があったのであろう。

大友義鑑の代において、大友氏が領国内で整備・維持行為を実施した城郭は角牟礼城と鹿越城の二つである。この二つの城郭はすでに見たように、豊前と豊後の境界に接しており、境目の城郭として重要な役割が与えられたと思われる。義鑑は豊後へ侵入する大内氏に対処し、豊後の国境を固めるため鹿越城・角牟礼城と城誘を命じ、享禄3年の条々においては城誘の停滞を危惧する（1－198）ほど、当該社会状況にあつて、大内氏に対抗するための早急なる城誘が必要だったと思われる。また、義鑑は、鹿越城・角牟礼城ともに「城誘」の整備を通じて、城郭の所在する地域の武士団の求心的結集を図ろうと考えたのではあるまいか。

3) 妙見岳城

（天文19）年の二階崩れの変で大友義鑑が横死したのち、家督は嫡子義鎮が継承した。義鎮は家督継承時に豊後・筑後・肥後の守護職も継承し、その支配権を3カ国に拡げていった。そして、1557（弘治3）年に大内家に養子に入っていた弟晴英（大内義長）が毛利元就に攻められ自刃したのち、義鎮は佐田・恵良・弥富等の宇佐郡衆に大内家滅亡により大友家に忠節を誓うことを約束させ、豊前支配に乗り出した。以上のような背景のもと、義鎮は次の史料（1－348）に見られるように妙見岳城誘を命じた。

「豊州御代二妙見岳御城誘之儀、至当社領被仰付之時、御一社中以御詮儀被付田原親賢□内者案文、永禄式八月七日」

妙見岳御城誘之事、不謂寺社免許之地、可被仰付之由、預御催候、前日以来如令申候、当宮領諸点役御免除之事、近年非相始儀候、（中略）然処、今度於当社領御城誘事、被仰付候条、往代以来諸役御免除之由、雖申理候、不預御信用候哉、乍恐難測神慮存候、以前従諸家一往雖被申詰候、右子細依令演説、諸役預御免許、聊無牢籠之儀候、（以下略）

八月七日

一社中連署 案書

田原民部太輔殿 御陣所

これによると、妙見岳城の城誘に関する負担を命じられた宇佐社中が、当宇佐宮が往古より諸点役免許であることを理由に、その役負担の免除を田原親賢に願い出ていることがわかる。この段階の妙見岳城は大友氏の管轄する城郭となっており、その整備は地域の武士団ではなく宇佐宮社中にまで命じられていたのである。大内氏滅亡後すばやく豊前支配に乗り出した大友義鎮にとって妙見岳城は、大内氏の場合と同様に豊前支配の拠点、また豊後防衛の意味からも極めて重要な城郭として認識されたのであろう。

その後、年が下り1579（天正7）年3月には、大友義統から妙見岳城に籠もることを命じられた波多等に併せて城の普請が命じられる（1－407～412）。これは前年末の日向高城敗戦後に、旧領返還を求め宗麟・義統のいた臼杵から、無断で国東に帰郷した田原宗亀が謀反するのではないかと、との疑念に対応した大友義統が、備えとして妙見岳城の整備を命じたものであり、妙見岳城は北部九州から豊後に襲来する敵に対するだけではなく、国

東の田原氏に備えるための城でもあったことが想定できる。

4) 県外の城郭

永禄年間になると、北部九州へ支配を拡げようとする毛利と大友宗麟は対峙することとなる。特に筑前・豊前での戦いは活発化し、そのため、宗麟としては筑前・豊前そして筑後へ拠点城郭を把握する必要性に迫られてくる。その段階で特定城郭の整備・維持行為として出された史料が以下の3点である。

- ①立花城誘被相調之由、御辛勞不申及候、然者奴留湯主殿助事堅申付、今日廿八差立候、若輩之条別而被添心、勤番無緩様可被申聞候、仍立花弥十郎進退之義、度々如申候、向後之徳失能々思惟肝要候、以口能承候上者、雖可申談候、既至主殿助申与、無幾程悔返如何候、賢察之前候、将亦秋月・宗像一着候者、日田表陣衆如穂波郡取出候様、可加下知通尤存候之間、則可申遣候、殊肥後衆催促之儀、聊非油断之趣、尚吉岡越前入道可申候、恐々謹言、

七月廿八日

宗麟（花押）

吉弘左近大夫殿

戸次伯耆守殿

- ②就馬岳軍勢取之儀、浦部衆急度可有出張之由、申付候之条、乍辛勞、早々以出国、城誘之儀、堅固可被申触事、肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

九月廿三日

宗麟（花押影）

渡辺式部少輔殿

- ③長々在陣、軍勞之次第感悦候、殊山隈城誘奉行等、別而無緩馳走之由候、喜悦候、弥鑑連被得指南、毎事無油断覚悟肝要候、必迫而可賀之候、恐々謹言、

十月十九日

宗麟（花押）

法華津隼人佐殿

まず、①であるが、これによると立花鑑載の居城であった立花城について、吉弘鑑理と戸次鑑連が城誘を行い、その辛勞を宗麟が労っていることがわかる。立花鑑載を討伐したのち、宗麟は筑前支配のための拠点城郭として維持していくため、吉弘・戸次に命じて立花城に城誘を実施して城を整備して、怒留湯を城番として派遣するに至ったと思われる。また、立花城誘の労働主体は（永禄11年）7月9日付の大友宗麟書状に「然者彼城普請等、雖無申迄候、諸勢被申諫、早々可被取誘事頼存候、彼山事、於其堺者第一之儀候間、則時人数差籠、堅固可申付覚悟候、」と見えることから、立花城攻撃を実行した軍勢だったと考えられる。

次に②を見ると、大友宗麟は、豊前攻略のため出陣するよう申しつけた浦部衆に対し「城誘之儀」を堅固に申し触れるように命じている。この場合、城誘を行うべき城郭は、毛利方に就く武士団が拠る古処山城・香春岳城・松山城に対峙する意味において、大友の支配下にあった馬岳城と考えるべきであろう。宗麟は大友に反し、毛利方に就く武士団の籠もる筑前・豊前の諸城郭に対峙すべく、馬岳の城誘を命じたのであり、その城誘を行う主体は、この書状を見る限りにおいて出国した速見の浦辺衆たちと思われる。

宗麟は、毛利氏と対峙しながら領国の拡大を進めていく上において、その地域の主要なる城郭を「城誘」を通じて整備していったのであり、その際、新たに支配を展開していく地域にあっては、豊後本国より派遣した軍勢をもって整備を実施した。

最後に③であるが、大友宗麟が法華津隼人佐に対して、長期にわたる在陣を賞し、なかでも山隈城誘を奉行したことを賞賛している。この山隈城は、筑後と筑前の国境にあたる城山の山頂部に築かれた山城で、筑後と筑前の国境に接するとともに肥前との国境も近く、まさに毛利氏に通じる筑前古処山城の秋月や宝満山城の高橋、そして肥前の龍造寺ら三者の結節点に位置する城郭であろう。つまり宗麟は、毛利氏に通じ反旗を翻した秋月・高橋・龍造寺らに対処し筑前・筑後を堅固におさえるために山隈城の城誘を命じて、彼らに対応すべき拠点となしたのではなかろうか。

以上見てきたように、大友宗麟がその支配領域を、従来の豊後・筑後・肥後から新たに豊前・筑前に展開して行くに当たって、その支配領域を確実に維持していくため、拠点城郭として城誘を通じて整備していったのが、妙見岳城・立花城・馬岳城・山隈城であった。また、特に新たな支配領域で行う城誘という行為は、大友義鑑の代の、その地域の在地領主層へ命じて行うのではなく、多くの場合、派遣した軍勢をもって当該城郭の整備を実施したと考えられる。

5) 高位岳城

大友宗麟の治世下において、これまで見てきた城郭は領国を拡張していく最中であって、その新たなる支配地域の維持のために整備されてきたものであった。しかし、ここで見る日田の高位岳城は、1578（天正6）年の日向高城合戦敗戦後、凋落していく大友氏が、豊後本国最後の守りとして、その整備を命じたものである。

大友府蘭（宗麟）は、北上する島津軍に対処するため、豊後本国の守備を固めようと試み、筑後との国境であ

る日田の高位岳城に城誘を実施した。1581年、府蘭は筑後の在地領主である問注所統景に対して「殊両城差擲、就中、長岩・白石両城為覚悟、高位岳城誘、從昨日加下知候、方角之儀候条、別而奔走專一候」(1-629)との書状を出し、長岩城(浮羽郡浮羽町)・白石城(八女郡星野村)の両城を支援するため高位岳(日田市)城誘に、「方角之儀」をもって助力するよう依頼がなされている。長岩・白石の両城は、豊後と筑後の境界を挟んで筑後側に所在する境界の城であり、この段階において、大友領国内の筑後側の防衛ライン的役割を担っていた。そのため、大友氏としては、その防衛ラインをより強固にするためにも、筑後と豊後の境界線上に位置する高位岳に城誘を命じたものであろう。また、城誘に関する動員の手段として、下知ではなく、「方角之儀」といった在地慣行を利用することによって、それを成しえようとした点に、大友権力の変化が見て取れる。

6) 宇目の城郭

1584(天正12)年になると、既に薩摩・大隅・日向を支配下に治めていた島津軍は肥後を攻略して筑後・肥前へと侵攻し、まさに豊後へ迫ってくる。そのため、大友府蘭(宗麟)は、日向と国境を接する豊後の宇目の城郭の整備に着手する。1584年12月24日付の大友府蘭書状では「至宇目村、前日道輝罷越、切寄所柄等被見合」(1-731)と、あるように志賀道輝を派遣して宇目の城郭を点検させている。またその後、道輝に宇目の城郭に在城を命じていたことが、次の1585年11月13日付のプロイス書簡(2-29)からもあきらかである。

国主の嫡子は、ドン・パウロの祖父を豊後と日向の国境にある宇目と呼ばれる国境の城に配置したが、この者は記述の通り豊後における我らの最大の敵の一人である。この老人は頑健であつたが、実際難攻不落の所にある城の位置も信頼できず、山の峰を通る狭い道を数カ所、人力で切り崩させた。これで、敵が攻めて来た場合、長くとどまって修理しなくては、いかなる場合でも通れなくした。

これによると、大友義統は、志賀道輝に宇目に城郭を配置し滞在を命じ、道輝はいったん城に入り「山の峰を通る狭い道を数カ所、人力で切り崩させた」とあるように堀をめぐらすなど、城郭の整備を行った。が、しかし道輝はここで在城し続けることに不安を感じたようで、島津軍襲来の風聞によって城をでてしまい、かわって、孫の志賀親次が、この宇目の城郭に在城し、島津軍に備える。島津軍の襲来に対して豊後本国の堅持が使命であった大友氏にとって、筑後との国境に高位岳を配置したと同様に日向との国境に城郭を配置する必要があった。

以上、これまで戦国期の大友氏の城郭整備について見てきたが、この城郭整備と大友権力との関係を整理すると以下のようになると思われる。

- ① 義鑑は豊後へ侵入する大内に対処し、豊後の国境を固めるべく、領国内の防衛戦略上必要不可欠な城郭を城誘を通じて整備し大友氏の直接管轄する城郭として把握していくことを目指すため鹿越城・角牟礼城とに城誘を命じていった。
- ② 義鎮・義統の時代になると、筑前・豊前への進出を図ろうとする毛利氏に対応すべく、大内氏滅亡後に、新たに獲得した豊前支配の拠点としての宇佐郡妙見岳城について、支配下の武士団だけではなく、宇佐宮にまで城誘が命じられる。また、妙見岳城は北部九州から豊後に侵攻する敵に備えるだけではなく、国東の田原氏に備える要素も兼ねていた。
- ③ 支配を北部九州に拡大していく最中であつては、筑前の立花城、豊前の馬岳城、筑後の山隈城に城誘が命じられ、その行為は反対勢力討伐のために派遣された軍勢が主体となって実行されており、城郭の整備も、そこに赴いた軍勢らが「以在城」という当事者負担の原則で行っている。
- ④ 天正六年の日向敗戦以降、領国の衰退時における、高位岳の城誘は、その城郭の立地関係から豊後本国の最終防衛線としての必要から実施され、その行為には「方角之儀」を媒介として、相互扶助の原理を理由に、問注所という筑後の在地領主を動員する必要があった。
- ⑤ また、島津軍の侵攻直前において、大友氏は筑後との国境に高位岳城誘を実施したのと同様に、日向との国境である宇目村にも城郭を点検・整備させ志賀氏を在城させて備えようと試みた。
- ⑥ 大友氏における城誘は、領国を維持・管理していくため非常に重量な課題であり、交通の要衝や国境の堅持などの観点から、領国の維持・管理上必要となる城郭に関して、城誘を積極的に実施することによって領国の防備を固め、従来、他の領主の所有であつたり、在地に所在していた城郭を自己のもとに求心的に掌握していく術であつた。同時に、城誘を通して城郭を求心的に掌握するだけではなく、その造作を命じられた在地の武士団を求心的に掌握することを狙っていた。

3. 大友宗麟・義統の所在について

前節では、大友権力と城郭との関係について見てきた。ここでは、本稿にけるもう一つの課題である領国の統治者である大友氏、特に宗麟と義統が、どこに所在して支配を展開していたのかという点について、文献史料を通じて見ていきたい。なお、すでにおわかりと思うが、大友氏に関する当該古文書の中に、宗麟や義統がどこに所在していたのかを明記しているものは存在しない。ゆえに、後世に作成された絵図や軍記物などと、近年の発

掘成果などからの推測で議論が展開されている。しかしながら、今回の報告書第2集作成の課程において、16世紀後半に豊後に居住していた宣教師たちの資料を見ていくと、彼らの記録の中に、宗麟や義統がどこにいたのかを明記している資料がある。そのため、本稿においてはそれら宣教師たちの資料から、宗麟・義統がいつどこに居住していたのかを明らかにしたい。

まず、宗麟の所在が最初に見えるのは、1554年付アルカソヴァ書簡(2-1)に「国主を殺そうとする3人の有力な大身のために同地は騒乱状態にあった。そして1553年の四旬節の第二日目になると…市が焼かれて略奪されるであろうから司祭の財貨を隠すように…フェルナンデスが宮殿に着くと、そこには貴人たちがあふれ…」とあり、この時宗麟は、市つまり府内の宮殿に居住していたと考えられる。この1553年は天文22年にあたり、閏1月に一万田・服部・宗像等が謀反し宗麟に誅伐された時である。そして次に宗麟の所在が分かるのは、1557年10月29日付ガスパル・ヴィレラ書簡(2-2)に「国主は謀反を指図した大身数名を殺させ、彼自らは安全に対処するため、或る城のような島に引き籠もった」とある。これによると、宗麟は府内を出て城のような島に居住しており、その城は「その地から5里のところにある」とされ、恐らく臼杵の丹生島城を指しているものと思われる。また、このヴィレラ書簡と同内容の記述が「フロイス日本史」第14章(2-36)にもあり、それには「私たちが着く十五日前に、国主は謀反の疑念を抱きました。事実それは、さっそく本庄殿と田北殿と二人の有力な殿の間の争いとなって勃発しました。そのため国主はそれまでは先祖と同様につねに府内の市に住んでいたのですが、今や(その市)を去って、よりいっそうの安全をはかるために新しい城に引き籠りました。その城は彼が当時、府内から七里距たった臼杵に築いたもので、自然の岩の上に建っていて三方が海に囲まれています。」とあり、つまり1556年の小原鑑元の乱に際し、宗麟はこれまで居住していた府内から臼杵の丹生島城へ移ったと記録されている。

また、この段階における宗麟の臼杵移住に関連して、宗麟が府内で住んでいた屋敷については次のように記されている。「国主は我らに杉材で造った当国で最良の家屋数軒と毎年50クルザードの俸禄をあたえた。…我らは同国主の同意を得て、広くて好ましい地所を購入した。この地所は、かつて国主が我らに与えた別のはなはだ良い地所の側にある」(1557年付トルレス書簡)。「当修道院は彼(宗麟)が我らに与えたものであるが、かつては彼の家であり、すべて杉材で造られている」(1557年11月1日付アルメイダ書簡:2-3)。「これは、国主の宮殿であった当市(府内)の教会にも勝とも…」(1561年10月8日付フェルナンデス書簡:2-5)。つまり、これらの資料から考えられることは、臼杵に移住するまでに宗麟が生活していた府内の杉材で造られていた屋敷は宣教師たちに与えられ、その屋敷は教会になっていたというのである。この宗麟が臼杵移住前までに住んでいた屋敷が府内のどこに存在したのか、明確に示す宣教師の記録もなく、また当該古文書にもその所在を明示するものは管見限り見えない。しかし、これら宣教師の記録からは、府内にあった宗麟の屋敷は、宗麟の臼杵移住に伴って宣教師へ譲渡された可能性が高いのではなかろうか。

宗麟は、この後1578年に政治を嫡子義統に完全に譲り、丹生島城を出て隠居屋敷へ入るまでの間、臼杵の丹生島城に居住し政治を行う。1578年10月16日付フロイス書簡(2-16)には、宗麟が隠居する時の様子を次のように記している。

「老国主は以前から諸事を整え、身を置くべき新しい家屋数棟を慎重に城外に建て、国の政治を息子に譲ると、さっそく彼はその家に移り、奥方と共に政庁にいた一人の貴婦人を密かに呼び寄せた。彼女は国主の息子ドン・バステアン(田原親家)の妻の母で、すでに40歳を過ぎ、多少病弱であったが、国主はこの女性を夫人として迎え、奥方は離縁されて政庁に留まった。…(嫡子:大友義統は)デウスのことを大いに好んでこれを高く評価し、(イエズス)会員に深い親愛の情を抱き、諸人が皆驚嘆するほど慈愛をもって会員を遇している。彼は当所の司祭に沢山の進物と共に伝言を送り、「自分は今や諸国を統治しているが、予も父君に劣らず、むしろ叶うならば父を凌ごうと意を決したので、司祭が学院を豊後に設置することに決定したならば、予の政庁があるこの臼杵に司祭が最も良いと思われる場所を選び、また、これについて望むことを書面で予に知らせてもらいたい。」と伝えた。」宗麟が隠居し、臼杵の丹生島城外(場所は特定できない)に隠居するための家屋を建築して、そこに新夫人ジュリアとともに移り住んだことがわかる。しかし、この史料からはさらに特筆すべきことが読みとれる。それは、嫡子義統がフロイスに伝えた文に「司祭が学院を豊後に設置することに決定したならば、予の政庁があるこの臼杵に…」と述べていることからわかるように、従来、近世に作成された軍記物や大友家文書録の綱文などから宗麟は臼杵、義統は府内と考えられてきた大友氏の支配体制ではあるが、宗麟が隠居した時に、義統は臼杵に居住し政治を行おうとしていたことが理解できる。つまり、義統が府内ではなく、臼杵に居住して領国の統治者として政治を行うためにも、隠居した宗麟はあえて臼杵の丹生島城を出て行く必要があったのではないだろうか。義統が府内に居住し府内で政治を行うのであれば、宗麟も隠居にあたって臼杵の丹生島城を出て行く必要はなかったのである。

その後、臼杵が大友氏の政庁として機能していたことを伝えるものとして、1579年付カリオン書簡(2-20)

では「正月の少し前に、(田原)親宏はここ臼杵で行われた協議に加わっていたが、国主と嫡子に一言も告げることなく、祭礼を行うため急ぎ私邸に向かうと言いい残して豊前に近い邸へと立ち去った」とあり、1578(天正6)年の日向高城合戦敗戦後の軍議が臼杵において行われ、田原親宏が無断でその場から引き上げたことを伝えている。

しかし、大友義統は、政庁をいったん府内へ戻すこともあったようで、1581年9月15日付カブラル書簡(2-22)では「学院は同国の首都である府内の市にあり、当市には国のいっさいの政治を司っている嫡子が2カ月前から住んでいる」と見え、また1582年2月15日付コエリュ作成1581年度日本年報(2-23)では「臼杵の城下〔豊後全土でもっとも強固であり主要なる城下町の一つで、かつてはここに政庁が置かれていたが、現在は国主フランシスコが家族と共に住んでおり、彼の子息である国主は政庁と共に府内に移り、爾来3年になる〕」ともあり、日向敗戦と田原親宏・親貫の反乱など契機に、義統は府内へ政庁を移したと思われる。ところが、1584年9月3日付フロイス作成1584年度日本年報(2-27)には「臼杵は世子(義統)が政庁と共に居を構えているところなので、国主フランシスコは…」とあり、義統が再び政庁を臼杵に戻していることがわかる。

以上見てきたように、これまで、推測の域をでないままで、論じられてきた宗麟・義統の居住地であるが、これら同時代に作成された宣教師の報告によれば、1556年の小原鑑元の乱を契機に宗麟は府内を離れ臼杵に移住しており、府内の住居は宣教師たちへ譲渡されたと考えられる。そして1578年に隠居するにあたり臼杵の丹生島城を出て隠居所(おそらく津久見と思われるが)に移っている。また、義統についても、従来は常に府内にいたように思われがちであるが、1578年の宗麟の隠居に際しては臼杵の政庁に居住しており、1581年の段階ではいったん政庁と共に府内に移ったかと思われたが、1584年には、再び政庁を臼杵に戻し居住していたことがうかがえる。

4. おわりに

戦国期の太友氏にあって、大名権力が関与する城郭は、その支配を展開する必要から選定され、整備・維持されてきた。それが太友義鑑の代にあっては、対大内氏との関係から豊後の国境を守るべく、角牟礼城であり鹿越城であった。そして義鎮の代においては、支配が北部九州に広がっていく段階では、豊前の妙見岳城をして国東の田原氏、豊前地域の反太友勢力に対抗し、対毛利氏との関係から筑前の立花城、豊前の馬岳城、筑後の山隈城が、そこへ派遣された軍勢が主力となって城郭の整備・維持を展開した。しかし1578(天正6)年の日向高城敗戦以降、領国の衰退期においては、迫りくる島津軍に備えるため、筑後との国境に面した高位岳城と日向との国境に面した宇目の城郭の整備を行うのが精一杯ではなかったろうか。大名権力が直接関与してくる城郭にあって、そのあり方として積極的な政策のもとで整備・維持がなされるものと、ぎりぎり最後の防衛のためとして整備・維持がなされるものの二つがあるように思われる。

また、時の太友権力の政庁も、義鎮(宗麟)の代に及んで、鎌倉時代より続いてきた府内から臼杵への移遷がなされ、臼杵が政治の場として機能し始めることとなり、それはその後の義統の代まである程度継続されていく。1587(天正15)年の豊臣秀吉の九州平定によって、大分の戦国時代はいったん終わりを告げるが、その時、義統は政庁をどこへ定めようとしたのであろうか、それを示唆する資料が次の1588年度日本年報(2-33)である。「既述の国主(太友義統)は、過ぐる戦さのなかで薩摩の軍勢によって焼かれ破壊された臼杵の市街を再建するために、本年大いなる努力を払った。そして自ら命令をくだして老中たちや貴人たちもそのほかの人民と同様、そこに自分たちの家々を造るようにさせた。かの国ではもっとも堅牢で、しかも重立った城の再建に調子を含むせるのがそのねらいであった。某日の正午近くのことである。或る貧しい人の小さな家から火の手があがった。…火はデウスの裁きに導かれるかのように這いあがって行った。…ついに大きくしかも贅沢な諸々の屋敷に襲いかかった。これらの屋敷は国主フランシスコ(太友宗麟)が五カ国の君主だったところに造らせたものである。(中略)家財道具などは救えず、すべてが焼けた。城内ではわずかに一つの倉庫が焼けずに消んだ。以上は国主(太友義統)が既述の城を留守にしていた時に起こったことである。父君で先代の国主が造ったあの贅沢な家であるが、現国主はこれを所有するに値しないことを示そうと…」このように、太友義統は、秀吉によって安堵された豊後国の政庁として府内ではなく臼杵を再建しようとしていたと思われる。なぜならば、島津軍の攻撃に耐えた丹生島城に比べ、義統によって戒厳令がしかれていた府内は攻撃により焦土と化していたのだから。(三重野誠)